

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	肝炎治療医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、肝炎患者等に対する医療の給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和8年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎治療医療費の給付に関する事務
②事務の概要	神奈川県肝炎治療医療給付実施要綱に基づく肝炎治療に係る医療費助成に関する事務。 医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書の内容について、在住要件、本人及び世帯員の医療保険給付資格、所得階層などから審査を行い、世帯の所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。 また、申請内容の変更の届出、給付期間の更新の申請及び転入の届出の審査・応答を行う。
③システムの名称	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル(肝炎治療に係る医療費助成に関する事務)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項(令和8年12月終了予定) 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第1の6(令和8年12月終了予定) 住民基本台帳法第30条の15の2第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(令和9年1月施行予定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表第4項(令和9年1月施行予定) 住民基本台帳法第30条の15の2第2項 住民基本台帳法第30条の15の2に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令第一条の表第4項(令和9年1月施行予定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号(令和8年12月終了予定) 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第1の6(令和8年12月終了予定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(令和9年1月施行予定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第165項(令和9年1月施行予定)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
②所属長の役職名	がん・疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・政策局 政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4739
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4739
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1,000人以上1万人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[500人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[発生なし]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>基礎項目評価の実施が義務付けられる</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県特定個人情報保護研修として、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、受講可能な期間を長期に設定し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 日付	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 日付	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和8年6月3日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第1の6 住民基本台帳法第30条の15の2第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 (令和8年12月終了予定) 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第1の6(令和8年12月終了予定) 住民基本台帳法第30条の15の2第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 (令和9年1月施行予定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表第4項(令和9年1月施行予定) 住民基本台帳法第30条の15の2第2項 住民基本台帳法第30条の15の2に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令第一条の表第4項(令和9年1月施行予定)	事前	
令和8年6月3日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第1の6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 (令和8年12月終了予定) 神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第1条 別表第1の6(令和8年12月終了予定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 (令和9年1月施行予定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第165項(令和9年1月施行予定)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 日付	2025/4/1	2026/4/1	事後	
令和8年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 日付	2025/4/1	2026/4/1	事後	